

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加東市は福祉医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県加東市長

公表日

令和6年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	福祉医療に関する事務とは、加東市福祉医療費助成に関する条例、加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則、加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例、加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例施行規則に基づき、高齢期移行者医療費助成対象者、重度障害者医療費助成対象者、乳幼児等医療費助成対象者、こども医療費助成対象者、母子家庭等医療費助成対象者、高齢重度障害者医療費助成対象者に対し、医療費の助成を行う事務のことである。 加東市は、上記条例、規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①資格取得(出生、保険加入、市外からの転入及び障害者手帳取得等)による受給者証の発行 ②市外への転出、保険資格喪失、婚姻、施設入所、所得更正及び死亡による受給者証の返還 ③負担区分異動による受給者証の変更 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療事務＞ ・情報連携のため、加東市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. 医療費助成システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)福祉医療費給付関係ファイル
 (2)福祉医療費資格関係ファイル
 (3)福祉医療費レセプト・医療費関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	①番号法第9条第2項 ②加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1 1の項、2の項 ③加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条、第3条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民協働部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 市民協働部 保険医療課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 市民協働部 保険医療課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までの各プロセスにおいて、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 具体的には、特定個人情報の入手時(申請書受理時)、データ入力時(受給者証交付時)、保存期間中及び保存期間経過後の廃棄時の各段階において、決裁起案による複数人の確認及び上長の最終確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を取り扱う電算システム及び端末については、インターネットから分離された住民情報系ネットワークにのみ接続し、セキュリティ対策機器及びソフトウェアを導入するとともに、ログ監視等により徹底した情報漏洩対策を講じている。 ・電算システム内のデータは、セキュリティ対策の徹底されたデータセンター内に保管し、日次・週次バックアップを取得するとともに、バックアップデータの遠隔地保管により、滅失・毀損対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-①部署	市民生活部 保険・医療課	市民協働部 保険医療課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属課長	保険・医療課 課長 鈴木 敏久	保険医療課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 市民生活部 保険・医療課	673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 市民協働部 保険医療課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ-連絡先	673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 市民生活部 保険・医療課	673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 市民協働部 保険医療課	事後	
令和1年6月28日	II 1	平成28年11月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II 2	平成28年11月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による見直し
令和3年9月1日	I 4 ②	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和6年6月28日	I 1 ②	老人医療費助成対象者	高齢期移行者医療費助成対象者	事後	
令和6年6月28日	I 1 ③	5. 国保給付システム	(削除)	事後	
令和6年6月28日	II 1	平成31年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	II 2	平成31年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年10月3日	I 1 ②	—	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携事務について追記	事前	
令和6年10月3日	I 1 ③	—	5. Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和6年10月3日	IV 8	—	項目の追加	事前	様式変更による追記
令和6年10月3日	IV 11	—	項目の追加	事前	様式変更による追記